

産科医等育成支援事業(産科研修医手当)

1 目的

産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

2 対象医療機関

基幹型臨床研修病院(産婦人科専門医研修施設)

3 補助対象経費

臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)

4 補助要件

就業規則及びこれに類するもの(雇用契約等)において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当(研修医手当等)の支給について明記していること。

5 補助率

1/3(県 1/3、医療機関等 2/3)

6 積算単価

50,000円(研修医1人1月あたり)

7 補助額

・補助対象経費の 1/3 (研修医1人1月あたり 5万円×1/3が上限)

●産科研修医手当 50,000円を通年支給した場合

産科研修医手当支給額 : 50,000円×12ヶ月=600,000円

補助対象経費 : 600,000円×1/3=200,000円 ※医療機関負担額 : 400,000円

●産科研修医手当 6,000円を通年支給した場合

産科研修医手当支給額 : 6,000円×12ヶ月=72,000円

72,000円×1/3=24,000円 ※医療機関負担額 : 48,000円